

(案)

政 委 第 ○ 号

平成 21 年 3 月 30 日

〇〇府（省）独立行政法人評価委員会

委 員 長 ○ ○ ○ ○ 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会

分 科 会 長 富 田 俊 基

「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」の送付について

今般、当分科会では、政策評価・独立行政法人評価委員会が「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」を決定したことを踏まえ、平成 20 年度の業務実績に関する二次評価に当たって特に留意すべき事項等について、別添のとおり「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」を取りまとめ、各府省独立行政法人評価委員会の評価の参考に供すべく送付することといたしました。

当分科会としては、上記「視点」及び「具体的取組について」に沿って、平成 20 年度の業務実績評価を行うこととしておりますので、御承知おき願います。

平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について（案）

平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 20 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第 1 基本的な視点」関係

1-1-1 次の点について特に留意する。

- 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析
- 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
- 評価の基準の客観性・明確性
- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ

1-1-2 次のアプローチを注視する。

- 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第 2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1-1 次の点について特に留意する。

- 平成 20 年度が実質的に初年度に当たる「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）についての法人の取組状況
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 20 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 平成 19 年度業務実績評価における各法人に共通する個別的な視点に関する

る指摘事項への対応

2-1-2 独立行政法人評価に関係する主な政府方針の例は次のとおり。

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）
- 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）
- 整理合理化計画
- 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達
の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）

2-1-3 当委員会がこれまで示してきた関心事項等は次のとおり。

- 「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会）
- 「研究会報告書」（平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）（研究開発関係法人の評価における関心事項、教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項、公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項、振興助成・融資関係法人の評価における関心事項、平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係））
- 「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会）
- 「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム）

2-1-4 なお、整理合理化計画において各府省の独立行政法人評価委員会が取り組むこととされている次の事項については取組状況を把握する。

- 法人の監事との連携状況（内容、評価に対する反映）
- 国民からの意見募集（方法、評価に対する反映）

「2 財務状況」について

2-2-1 当期総利益又は当期総損失については、次の点に特に留意する。

- 1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析
- 経常損益では損失を計上していたものが最終的に利益計上となった場合において、その経緯の分析
- 1 億円以上の当期総損失がある場合において、その発生要因と業務運営

上の問題の有無の分析

2-2-2 利益剰余金又は繰越欠損金については、次の点に特に留意する。

- 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の繰越欠損金を計上している場合において、当該繰越欠損金の解消計画の策定状況及び当該解消計画の進捗状況とそれらに係る分析
- 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金の発生要因と業務運営上の問題の有無についての分析

2-2-3 運営費交付金債務は、平成 20 年度に交付された運営費交付金の執行率が 90%以下の法人・勘定の分析について、特に留意する。

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 個別法に基づく事業としての資金運用及びそれ以外の資金運用で時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のあるものの評価の取組が十分かについて特に留意する。

2-3-2 非金融資産については、次の点に特に留意する。

- 財務諸表における減損又はその兆候の注記を把握した上での、減損又はその兆候に至った固定資産（注）について、減損等の要因と法人の業務運営との関連の分析・評価
- 整理合理化計画で処分等することとされた資産について、処分等の取組の評価

（注）「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）によれば、下記の場合に減損の兆候を認め財務諸表に注記するとともに、一定の場合に減損を認識し財務諸表に計上することとされている。

- ・ 固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下
- ・ 固定資産の使用可能性を著しく低下させる変化
- ・ 業務運営環境の著しい悪化
- ・ 市場価格の著しい下落
- ・ 固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったこと

2-3-3 債権の管理等については、次の点に特に留意する。

- 融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて回収状況等の評価
- 融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金は、当該貸付の必要性についての評価

「4 人件費管理」について

2-4-1 福利厚生費について、次のような法人の活動の必要性にかんが

み、当該活動の評価の取組が十分かについて特に留意する。

- 「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成 20 年 8 月 4 日行政管理局長通知）において、レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業
 - レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動
- 2-4-2 給与水準の厳格なチェックに当たっては、国と異なる諸手当の適切性について、特に留意する。

「5 契約」について

- 2-5-1 契約手続の執行体制や審査体制の整備状況に関する評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。
- 審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）
 - 契約事務における一連のプロセス
 - 執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制
 - 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方
- 2-5-2 法人の契約の適正性の確保の観点から、随意契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。
- 「随意契約見直し計画」の進捗状況及び計画の効果についての分析・評価
 - 随意契約の金額、件数及びこれらの割合の対平成 19 年度比の増減。増加している場合の要因分析と評価
 - 随意契約の相手方が第三者に再委託している状況の把握。再委託理由と随意契約理由との関係。法人と随意契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況
- 2-5-3 法人の契約の適正性の確保の観点から、一般競争入札であって一者応札となった契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。
- 応札条件。応札者の範囲拡大のための取組
 - 第三者に再委託している状況の把握。当該契約に係る一般競争入札の導入事情。法人と契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況
- 2-5-4 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契

約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況について、特に留意する。

「6 内部統制」について

2-6-1 次のアプローチを注視する。

- 「第2 各法人に共通する個別的な視点」の「2 財務状況」から「5 契約」までの取組に限らず、整理合理化計画を踏まえて内部統制の向上のためにとられた措置の把握、評価
- 法人の規模、特性等に応じた内部統制の在り方の検討を促す評価

「7 関連法人」について

2-7-1 次の点に特に留意する。（なお、関連法人に対する業務委託については、「5 契約」において対応）

- 出資等に関する規程等の整備状況とその内容（出資目的を達成した場合における措置等が明記されているか）の適切性についての評価
- 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価
- 出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況についての評価

「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

2-8-1 次の点に特に留意する。

- 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

2-8-2 次のアプローチを注視する。

- 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9-1 次のアプローチを注視する。

- 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
- 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ